分野参考様式第１３－１号

飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官　殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住　　　　所

特定技能外国人

氏　　　　名

性　　　　別

国籍・地域

生年月日

記

飲食料品製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

|  |
| --- |
| 【誓約事項】１．１号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）であること。２．２号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第２号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務であること。３．特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）が、出入国在留管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第２条の５第１項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号又は第２号に掲げる活動を行う事業所が、平成２５年総務省告示第４０５号（統計法第２８条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていること。１　中分類09　　食料品製造業２　小分類101　 清涼飲料製造業３　小分類103　 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）４　小分類104　 製氷業５　細分類5861　菓子小売業（製造小売）６　細分類5863　パン小売業（製造小売）７　細分類5897　豆腐・かまぼこ等加工食品小売業４．特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。５．農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から４か月以内に協議会の構成員となること。６．協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。７．農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。８．登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。(1) 協議会の構成員であること、又は、飲食料品製造業分野に係る１号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する１号特定技能外国人を、委託した本邦の公私の機関が受け入れた日から４か月以内に協議会の構成員となること。(2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。９．特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。10．特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。 |

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日　　　　　　　年　　月　　日

作成責任者